

健全化判断比率・資金不足比率の 報告について

- 平成20年度 -

1 . 健全化判断比率・資金不足比率総括表	1
2 . 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況	2
3 . 実質公債費比率の状況	3
4 . 将来負担比率の状況	4
5 . 下水道事業特別会計資金不足比率の状況	5
6 . 水道事業会計資金不足比率の状況	6
7 . 病院事業会計資金不足比率の状況	7

阪南市

平成21年9月

1. 平成20年度 健全化判断比率・資金不足比率総括表

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
2.52	2.52	9.2	73.8
早期健全化基準 (13.34)	(18.34)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準 (20.00)	(40.00)	(35.0)	

(2) 下水道事業特別会計資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率
経営健全化基準 (20.0)

(3) 水道事業会計資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率
経営健全化基準 (20.0)

(4) 病院事業会計資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率
経営健全化基準 (20.0)

4.平成20年度 将来負担比率の状況

団体名 **大阪府阪南市**

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
14,797,035	618,593	7,642,624	243,951	3,768,467	853,823	0	853,823	0	250,929	0

(分母比)

168 7 87 3 43 10 10 3

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
2,135,758	5,623,817	5,623,817	13,921,036

(分母比)

24 64 64 158

将来負担額 A	320	—	充当可能財源等 B	247	A - B	74	将来負担比率 (%)
28,175,422			21,680,611		6,494,811		
=							
標準財政規模 C	113	—	算入公債費等の額 D	13	C - D	100	
9,931,177			1,138,221		8,792,956		73.8

5. 平成20年度 下水道事業特別会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)	9,931,177
------------	-----------

(単位:千円)

	特別会計名	事業区分	(1) 歳出額	(2) 算入地方債	(3) s-t1-t2-t3-t4-t5+t'	歳入額 s	継続費繰越額 t1	繰越明許費繰越額 t2	事故繰越繰越額 t3	事業繰越額 t4	支払繰延額 t5	t1~t5に係る未収入特定財源 t'	(3') 土地収入見込額	(4) 地方債残高	(5) 長期借入金
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	1,927,969		1,927,969	1,927,969									
					0										
					0										
	宅地造成				0										

(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	事業区分	(6)令3条1項の額・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能資金不足額	(8)資金不足額・剰余額 (6)-(7)	(9)企業ごとの資金不足額・剰余額	(10) 営業収益の額 - 受託工事収益の額		(11) 資本+負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12)、%)	標準財政規模比 ((8)/(x)、%)
							うち指定管理者 利用料金					
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	0		0	-	317,861			317,861	-	-
	宅地造成											

6. 平成20年度 水道事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)	9,931,177
------------	-----------

(単位:千円)

	特別会計名	事業区分	(1) a-b-c (-d)				(2) 算入地方債	(3) e-f-g (-h)				(4) 地方債残高	(5) 長期借入金
			流動負債 a	控除未払金等 b	控除額 c	土地前受金 d		流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 h		
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	37,675	37,675				946,915	946,915				
	宅地造成												

(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	事業区分	(6)令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額	(10)		(11) 資本+負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12), %)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x), %)
							営業収益の額 - 受託工事収益の額	うち指定管理 者利用料金					
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-909,240		909,240	-	1,224,261			1,224,261	-	0	9.2
	宅地造成												

7. 平成20年度 病院事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)	9,931,177
------------	-----------

(単位:千円)

	特別会計名	事業区分	(1) a-b-c (-d)				(2) 算入地方債	(3) e-f-g (-h)				(4) 地方債残高	(5) 長期借入金
			流動負債 a	控除未払金等 b	控除額 c	土地前受金 d		流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 h		
法適用企業 宅地造成事業以外 宅地造成	病院事業会計		110,742	110,742			1,016,900	236,786	314,328	77,542			

(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	事業区分	(6)令3条1項の額・令4条の額(1)+(2)-(3)	(7)解消可能資金不足額	(8)資金不足額・剰余額(6)-(7)	(9)企業ごとの資金不足額・剰余額	(10)		(11) 資本+負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12), %)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x), %)
							営業収益の額 - 受託工事収益の額	うち指定管理者利用料金					
法適用企業 宅地造成事業以外 宅地造成	病院事業会計		890,856	1,016,900	0	-	1,015,106			1,015,106	-	2,670,048	-